**平成２３年（フ）第６６９６号**
大阪市東淀川区小松３丁目21番54―101号
債務者　木谷　友弥
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８８５７号**
大阪府守口市大日町４丁目46番１号
債務者　岸川　三郎
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２３５号**
大阪市住之江区北島３丁目15番27号
債務者　石野小百合
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３２９号**
大阪府八尾市東久宝寺３丁目８番27号
債務者　吉原商店こと　吉原　康夫
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３９６号**
大阪市東淀川区豊里１丁目１番15―603号
債務者　立浪真理奈
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４０５号**
大阪市東淀川区小松４丁目８番７―502号、前住所大阪府吹田市日の出町25番９号
債務者　石倉　史也
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４４１号**
大阪府八尾市太田３丁目94番地、事業所所在地大阪府八尾市太田３丁目171番12号
債務者　藤原歯研こと　藤原　秀人
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７０４号**
大阪府寝屋川市田井西町29番８号
債務者　中村　博史
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７９３号**
大阪市西成区南津守４丁目１番５―621号
債務者　竹内　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第９２７号**
大阪市淀川区十三本町２丁目１番20―502号
債務者　大谷　正己
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第９３１号**
大阪府四條畷市清滝新町９番509号
債務者　吉川　昌子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第９３８号**
大阪市西成区鶴見橋１丁目16番34号
債務者　山本　勝子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第９３９号**
大阪府寝屋川市成田南町12番25号
債務者　西山　美紀（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第９４１号**
大阪市西成区岸里３丁目８番29号　グランソシエ岸里Ⅲ　509号
債務者　桐井　幸雄
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１２９８号**
大阪府富田林市南大伴町２丁目２番５号
債務者　大伴美容室こと　原田　正枝
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１８１４号**
大阪府富田林市加太１丁目11番27号　１
債務者　門雀　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１号**
堺市美原区南余部１番地３
債務者　丸田　博子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１５号**
堺市南区槇塚台１丁10番23―111号
債務者　宮崎　正徳
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係